

総行行第191号
総行給第23号
令和5年5月8日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長
各人事委員会委員長

殿

総務大臣

地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）は、令和5年5月8日に公布され、一部を除き令和6年4月1日から施行することとされました。

（以下略）

記

第一 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等に関する事項

（以下略）

第二 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項

地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるパートタイムの会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとされたこと。（第203条の2第4項関係）

なお、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げるフルタイムの会計年度任用職員については、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」（平成30年10月18日付総務省自治行政局公務員部長通知「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について」等により通知。以下「マニュアル」という。）において、勤勉手当は支給しないことを基本とするところとしているところであるが、改正法の施行にあわせて今後マニュアルを改訂することを予定していること。

第三 公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに関する事項

（以下略）

第四 施行期日

改正法は、令和6年4月1日から施行するものとされたこと。ただし、上記第一の一及び下記第五の二に関する規定については公布の日から施行するものとされたこと。（改正法附則第1条関係）